

品川区障害者救急代理通報システム事業実施要綱

制定 平成26年2月7日 区長決定 要綱第9号
改正 平成27年3月31日 区長決定 要綱第366号
改正 平成27年12月28日 区長決定 要綱第537号
改正 平成29年6月6日 部長決定 要綱第95号
改正 平成30年12月25日 区長決定 要綱第9号
改正 平成31年2月1日 部長決定 要綱第156号
改正 令和2年4月1日 区長決定 要綱第70号
改正 令和2年12月10日 部長決定 要綱第211号
改正 令和3年3月22日 区長決定 要綱第48号
改正 令和4年3月23日 区長決定 要綱第78号
改正 令和5年1月20日 区長決定 要綱第10号
改正 令和6年1月19日 区長決定 要綱第25号

(目的)

第1条 この要綱は、民間事業者を利用した救急代理通報システム事業を実施することにより、障害者の生活の安全を確保し、在宅障害者の福祉の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急代理通報システム 在宅で生活する障害者（単身世帯または障害者と高齢者のみで構成される世帯に属する者に限る。以下同じ。）または人工呼吸器を使用し、常時介護を必要とする者が自宅内で緊急の事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて民間受信センター（以下「受信センター」という。）に通報することにより、関係機関および専門の現場派遣員による速やかな対応を得て当該障害者の救援等を行うシステムをいう。
- (2) 緊急対応 通報を受けた場合、利用者の状況をみて家族等の緊急連絡先および消防庁等へ通報すること。
- (3) 受託者 代理通報事業者の認定等に関する規程（令和元年東京消防庁告示第18号）における救急代理通報に係る東京消防庁認定通報事業者であり、かつ、警備業法（昭和47年法律第117号）における都道府県公安委員会の認定を受けた事業者（区長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。）で品川区から本事業の委託を受けた者。
- (4) 受信センター 受託者が第4条に定める業務を行う施設をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、区内に住所を有し、在宅で生活する障害者または人工呼

吸器を使用し、常時介護を必要とする者とする。ただし、機器の設置場所を区内の自宅以外とする場合および類似の設備がある住宅に居住する場合は、対象としない。

2 前項に定める障害者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が総合等級 2 級以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が下肢・体幹機能障害 3 級以上の者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が内部障害 3 級以上の者
- (4) 愛の手帳の交付を受け、判定が 3 度以上の者
- (5) 難病の患者に対する医療等 に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条 1 項に規定する指定難病および東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成 12 年東京都規則第 94 号）別表第 1 の疾病に罹患している者のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当または東京都重度心身障害者手当 を受給している者（受給開始後、所得に係る要件によって受給を停止している者 を含む。）
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が特に認める者

（事業内容）

第 4 条 受信センターは、次に定める業務を行うものとする。

- (1) 機器の設置、撤去および保守
- (2) 救急代理通報システム利用者から緊急事態の発生に伴う通報を受信したときに、電話等により利用者の状況を確認のうえ、その内容により、119 番通報等による関係機関への協力要請を行うとともに、専門に設置した現場派遣員を速やかに派遣し、救急隊等の指示に従って必要な措置を行う業務
- (3) 障害者の生活等に関する簡易な相談サービス

（申請等）

第 5 条 救急代理通報システムを利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、品川区救急代理通報システム利用申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出する。

（利用決定）

第 6 条 区長は、申請書の提出があったときは、利用希望者の生活状況等を調査し、利用の適否を決定する。

2 区長は、前項の決定をしたときは、品川区障害者救急代理通報システム利用承認通知書（第 2 号様式。以下「利用承認通知書」という。）または品川区障害者救急代理通報システム利用不承認通知書（第 3 号様式）により利用希望者に通知するとともに、その旨を受託者に速やかに通知する。

（利用者負担金）

第 7 条 本システムの利用者負担金は、無償とする。

(設置機器)

第8条 救急代理通報システムを開始する際に第6条第2項の規定により利用承認通知書の送付を受けた者（以下「利用者」という。）の住宅等に設置する機器は、次の機器（以下「機器」という。）とする。ただし、第3号から第5号までの機器は、利用希望者の選択とができる。

- (1) 無線発報器（ペンダント型）
- (2) 専用通報機（コントローラー）
- (3) 無線受信機（専用通報機組込み型を含む。）
- (4) 火災センサー（熱式または煙式）
- (5) 動作確認センサー（センサー送信機等付属品を含む）

(機器の管理)

第9条 利用者は、善良な管理者の注意をもって機器（前条に規定する機器をいう。以下同じ。）を使用するとともに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供してはならない。

- 2 利用者は、自己の責任により、機器の一部もしくは全部を破損し、または紛失したときは、受託者へ実費を弁償しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、受託者と協議し、区長が特に認めた場合は弁償しないことができる。
- 4 利用者は、受託者が実施する保守点検等に協力しなければならない。

(届出事項)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、品川区障害者救急代理通報システム登録内容変更届（第4号様式）により速やかに区長に届出なければならない。

- (1) 氏名、住所または電話番号を変更したとき。
- (2) 緊急連絡先を変更したとき。
- (3) 生活状況が変わったとき（親族と同居など）。
- (4) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (5) 機器の一部もしくは全部を破損し、または紛失したとき。
- (6) 次条に規定する事由に該当したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、申請書の内容に変更があった場合。

(利用取消)

第11条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請によって事業の実施を受けたとき。
- (5) 障害者入所支援施設、その他の施設等に入所したとき。

- (6) 機器の善良なる管理を怠ったとき。
 - (7) 利用者から利用の中止の申出があったとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が救急代理通報システムの利用が適当でないと認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により救急代理通報システムの利用を取り消したときは、速やかに受託者にその旨を通知し登録抹消の手続をとるとともに、貸与している機器を返還させるものとする。

(関連機関との連携)

- 第12条 区長は、東京消防庁その他必要な関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て、救急代理通報システム事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 受信センターは、消防署の求めにより、あらかじめ利用者本人の同意を得て、利用者の主な病気、血液型、かかりつけ医療機関、その他の緊急対応に必要な情報を消防署に提供するものとする。なお、受託者は、事業の受託によって知り得た利用者に関する秘密を守らなければならない。
 - 3 区長は、緊急対応に必要な利用者の情報を受託者に提供するにあたっては、あらかじめ利用者本人の同意を得て、申請書の内容を情報提供するものとする。
 - 4 区長および受信センターは、第2項および前項の情報提供にあたって、個人情報の保護に関する必要な措置を講じておくものとする。

(委任)

- 第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日より適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。